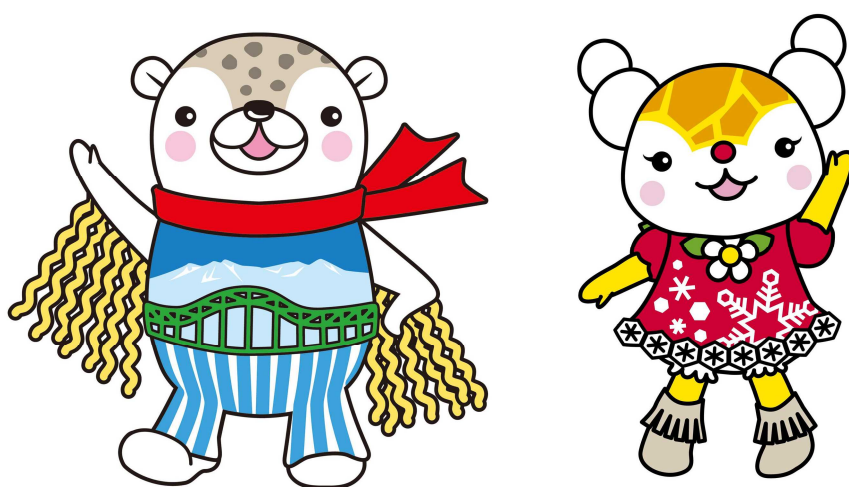


令和6年度 旭川市給付型奨学金 申込みのご案内（高校1年生用）

～高校等に通学するお子さんを養育する保護者等に

修学に必要な資金の一部を給付する返還不要の奨学金制度です～



・ ・ 受付期間 ・ ・

令和6年8月1日（木）

～令和6年9月30日（月）

土日休日を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）
電話 25-9107（直通）

令和6年度 給付型奨学金（高校）募集要項

1 応募資格等

(1) 対象生徒（申請年度の末日時点で18歳以下であること。）

令和6年度に旭川市内及び近隣8町（※）に所在する高等学校等に入学した
高校1年生（定時制及び通信制課程を含む）で、7月1日現在も在学していること

※上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※通信制高校については、所在地を問わない（全国どこの通信制高校でも可）。

(2) 支給対象者

生徒等の生計を維持している保護者等（旭川市民）

(3) 支給要件 （市道民税所得割額が非課税の方は対象となりません。）

次の全てを満たしていること

①保護者等の令和6年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が
100円以上85,500円未満の世帯であること

※保護者が2名いる場合は、合算すること

②令和6年7月1日を基準日として、次の要件を満たすこと

ア 生徒等は、令和6年1月1日において、本市に住所を有していること

イ 保護者等は、令和6年1月1日から基準日までの間、継続して本市に住所を有していること

ウ 保護者等は、生活保護上の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと

エ 保護者等は、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

③保護者等は、本市の市税に滞納がないこと

※滞納がある場合は、申請日までに解消されていること

①「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
道民税	税額控除前所得割額④	10月分	
	税額控除額⑤	11月分	
	所得割額⑥	12月分	
森林環境税	税額控除前所得割額④	1月分	
	税額控除額⑤	2月分	
	所得割額⑥	3月分	
控除不足額⑩		4月分	
既未当・既未納付額⑪		5月分	
既納付額⑫			
差引納付額⑬（⑩-⑪-⑫）			
変更前税額⑬			
増減額⑭（⑬-⑫）			
変更月			

市民税・道民税の④の合計

②「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)									
区	分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額	森林環境税額	合計	市民税額	道民税額
総所得		円	9						
山林所得		円							
肉用牛の売却価額		円							
短期一般分譲		円	11						
短期一般分譲		円							
長期一般分譲		円							
長期一般分譲		円							
株式等の譲渡所得（一般分・上場分）		円							
上場株式等の配当等		円							
先物取引		円							
算出所得割額合計				円	円	円	円	円	円
税調整控除額				円	円	円	円	円	円
税額控除額				円	円	円	円	円	円
住宅借入金等特別				円	円	円	円	円	円
寄附金税額				円	円	円	円	円	円
調整額・外国税				円	円	円	円	円	円
配当新設株式等				円	円	円	円	円	円
配当新設株式等				円	円	円	円	円	円
配当新設株式等				円	円	円	円	円	円
所得割額①				円	円	円	円	円	円
均等割額②				円	円	円	円	円	円
森林環境税額③				円	円	円	円	円	円

市民税額・道民税額の合計

2 支給金額

国公立	60,000円
私立	70,000円
通信制課程	30,000円

} 定時制課程を含む

※一括で指定口座へ振り込みます

3 受付期間

令和6年8月1日（木） ～ 令和6年9月30日（月）（土日休日を除く）

受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

4 申し込み方法

必要書類を子育て助成課（子1番窓口）へご持参いただくか郵送してください。

（〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階）

※郵送の場合、受付期間内の消印日有効

5 提出書類（（1）（2）の書類については市ホームページから印刷していただくか市子育て助成課窓口で配付しております（7月中旬頃からの予定。）

（1）給付型奨学金支給申請書

「申請者」及び「申請者以外の保護者等」の署名欄は、必ず本人が自署してください。

※支給要件を申請時に確認するため、税額控除前の所得割額が確認できる書類をご持参ください。（郵送の場合は書類のコピー等を添付してください。）

※電話番号は、日中連絡が取れやすい番号（携帯電話等）を記入してください。

（2）口座振替依頼書

給付型奨学金をお振込する口座の届出書です。申請者の口座をご記入ください。

（3）在学証明書

生徒等が在学している高校等で交付を受けてください。（7月1日以降の日付のもの）

（4）納税証明書（市税の滞納のないこと）※有料です。

税制課（総合庁舎3階税2番窓口）もしくは各支所にて取得してください。両親の場合は2名分必要です。窓口で「完納証明」とお伝えください。

【市外に在住されている方がいる場合】

a. 住民票

b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類（令和6年度分）

保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいる場合や、生徒等のみ市外に居住して市内および近隣8町の高校に通っている場合は「a. 住民票」が必要です。

また、保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいて、なおかつ市外で市道民税等が課税されている場合は「b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類」が必要です。勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（※①）または市町村から送付される「市民税・道民税・森林環境税課税明細書（2）」（※②）の写しを添付してください。

※①②については、お住まいの市町村によって名称が異なる場合があります。

6 その他

給付型奨学金の支給決定のため、住民登録資料、税務資料等について、関係機関へ調査、照会又は閲覧を行います。

ただし、本調査等で得た情報は、給付型奨学金申請に係ること以外に使用いたしません。

7 申請後の手続きについて

審査の経過によっては、追加資料の提出のお願いや、お電話でいくつか確認させていただくことがあります。

支給の可否及び支給予定日については、審査後に文書でお知らせします。

8 支給決定の取り消しについて

本申請について、偽りその他不正な手段により、給付型奨学金の支給の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

取り消しとなった場合は、支給された奨学金を一括で返還していただきます。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）

25－9107（直通）